

令和4年4月から 町税・料金等の 口座振替日が変わります

1. 定期振替日を納期月の**25**日とします
2. 再振替を**廃止**します

※再振替：口座残高不足等により振り替えができなかったときに再度振り替えること

(変更前)

令和3年度分 4月15日まで

町税・料金等	定期振替日	再振替日
町県民税、固定資産税、国民健康保険税、 軽自動車税、後期高齢者医療保険料、 介護保険料、保育料、 町営住宅使用料・町営住宅共同負担金	納期月の月末	定期振替月の 翌月15日
放課後児童クラブ負担金	納期月の15日	定期振替月の 月末

(変更後)

令和4年度分 4月25日から

町税・料金等	定期振替日	再振替
町県民税、固定資産税、国民健康保険税、 軽自動車税、後期高齢者医療保険料、 介護保険料、保育料、 町営住宅使用料・町営住宅共同負担金	納期月の 25 日	廃止
放課後児童クラブ負担金		

◎ 上下水道料金は変更ありません

(定期振替：納期月の25日、再振替：定期振替月の翌月15日)

* 振替日が休日のときは翌営業日に振り替えます

* 口座残高不足等で定期振替ができなかったときは納期限までに納付書で納付することができますので役場までお越しください